**【経済・産業政策】**

**１．ＤＸやＧＸの進展により起こり得る、産業・経済・社会の変化に対応する取り組み**

　　デジタル技術導入による産業の構造転換、またグリーン技術による新たな雇用への移行が、

経済の停滞や失業を伴うことなくスムーズに行われるための取り組み。

**重点１** 〈継続〉

経済や産業の構造変革に対応するため、社会基盤やあらゆる産業において、ＡＩ・ＩｏＴなどのさらなる活用をはじめ、ＤＸの実現に向けた環境整備を積極的に支援するとともに、特に中小企業における業務基盤を支える資金については、融資・助成等様々な方法での支援を積極的に行うこと。

回答１　経済労働局　経営支援課、金融課、労働雇用部

DXの実現に向けた支援につきましては、各事業者の段階に応じた支援が求められていることから、デジタル技術の活用による業務の改善を目指す企業に対し、ICT機器の導入やデジタル人材の育成等の取組に対する補助金の交付、専門家等による伴走支援を実施するほか、セミナーや表彰事業を通じて、市内で創出された好事例についての普及啓発の取組を実施しているところです。

また、DX等を活用した付加価値の高い新たなビジネスへの変革を目指す中小企業に対し、デジタル技術やデータを活用した新たなビジネス創出を行うモデル事業を支援し、先進事例となるよう取り組み、その成果を情報発信すること等により、中小企業のDX化を推進してまいりたいと存じます。

さらに、中小企業制度融資については、川崎市信用保証協会と連携し、振興資金や経営安定資金など様々なメニューを用意し、信用保証料の補助を行うなど、中小企業の資金調達を支援しております。また、令和６年７月１日から、中小企業者等が、金融機関等の継続的な支援を受けながら経営改善等に取り組む場合に利用できる「伴走支援型経営力強化資金」を新設するなど、取組を進めております。  
　引き続き、市内中小企業をしっかりと支援してまいりたいと存じます。

**重点２** 〈補強〉

ＤＸやＧＸなどの進展により起こり得る、産業・経済・社会への様々な変化について、具体的な対応策を検討するための政労使が参画する枠組みを早急に構築すること。また、企業における人的投資、設備投資、研究開発に対する支援を速やかに実施すること。特に、雇用形態や企業規模にかかわらず、変化に対応した働く者の学び直しや企業主体の職業能力開発に対する支援を強化すること。

回答２　経済労働局　企画課

市内産業の振興に関する総合的な施策の推進のために必要な事項に関して調査審議することを所掌事務とする附属機関として「川崎市産業振興協議会」を設置しており、所掌事務の遂行に向けて幅広い御意見をいただけるよう、同協議会の委員は、学識経験者や、幅広い業種の関係団体から参画いただいているところでございます。

　また、同協議会の中に「中小企業活性化専門部会」を設け、会議開催に加え、現場視察や関係者との意見交換を通じ、様々な視点から、中小企業活性化施策の実施状況の検証等を行っております。

　今後も幅広い業種の関係団体等と意見交換を行うとともに、検証意見等を踏まえた施策の改善に努めてまいります。

回答２　経済労働局経営支援課

中小企業支援につきましては、厳しい経営環境にある中小企業の中長期的な事業継続に向けて、中小企業の経営基盤の強化が図られる支援を行っていくことが重要であることから、時代の変化に対応するために企業が行うデジタル人材の育成などのリスキリングに対する補助のほか、経営力の強化に向けましては、産学共同研究開発への助成に加え、エネルギー調達コストの効果的な負担軽減や、高効率化による収益の拡大等を図ることを目的とした創エネ・省エネ機器や生産設備の導入支援に対する補助金等に取り組んでいるところでございます。

**一般**

〇 中小企業におけるＤＸ推進施策を強化すること。また、デジタル技術の活用スキルやＩＴリテラシーの向上に向け、人材育成のための支援を充実すること。

〇 インバウンド需要を成長力とするため、交通網・インフラ整備等を含む観光産業推進のための支援を強化すること。

〇 中小企業の国際競争力強化や自立的成長を促すため、新興国等からの海外市場へのアクセスを可能とする情報・ノウハウ提供・人材獲得・資金調達支援なども含めた総合的・横断的な支援体制を構築すること。

〇 企業における人的投資、設備投資、研究開発に対する支援を実施すること。

〇 雇用形態や企業規模にかかわらず、変化に対応した働く者の学び直しや企業主体の職業能力開発に対する支援を強化すること。

〇 新たな地域産業ビジネスの開発として、県内の農林水産畜産業の有する資源を活用した第６次産業化（第１次・第２次・第３次産業のベストミックス）への支援を行うこと。

〇 県内企業のＢＣＰ策定率は緩やかに上昇しているものの、中小企業を中心に未だ低水準にとどまっている。公共調達においてＢＣＰ策定を求めるなど、中小企業のＢＣＰ策定の動機づけ、啓発の実施および中小企業の経営安定に向けた支援策を講じること。

**２．公正な取引の実施および労務費の適正な価格転嫁への対応を求める取り組み**

社会の発展に向け、実質賃金の上昇を伴うインフレを可能とする労働分配率の向上と、サプライチェーン全体や重層下請け構造における高次下請け事業者に対する適正な利益分配を促すための、価格転嫁に対する市場心理の転換と公正な取引を求める取り組み。

**重点３** 〈補強〉

2023年11月に公表された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を活用した適正な取引に向け、実効性の高い啓発や積極的な指導を行うこと。とりわけ、自治体が行う公共事業、公共調達などにおいても労務費の価格転嫁がはかれるよう率先垂範して時勢に応じた設計労務単価の引き上げや工期・納期の設定を行うこと。加えて、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配をめざす「パートナーシップ構築宣言」を行う企業が増えるよう、啓発・助言を行うこと。

また、特別高圧契約法人の電気料金負担等、企業・事業者の努力のみでは価格の転嫁が難しい負担についての軽減対策を引き続き講じること。

回答３　財政局　契約課

適正価格による契約を締結することにつきましては、当該契約案件の品質を確保するとともに、受注する企業の安定的な経営と、就労者の適正な労働環境の確保等に繋がるものと考えております。

そのため、国における公共工事設計労務単価等の改定を踏まえ、本市においても適切な労務単価等の設定を行うとともに、必要に応じて、調達に関係する事業者から、参考となる見積りを徴取するなどして、市況価格や適切な納期を反映したより適正な調達に努めているところでございます。

回答３　経済労働局　企画課

国において、エネルギー価格の高騰の影響を受ける企業等の負担を軽減するため、燃料油の価格を抑制する支援や、電気・都市ガスの負担を軽減する支援が実施されておりますが、時限的な措置としていることから、今後の国における支援施策について注視するとともに、本市の役割といたしましては、国、県における広域的な下支えに対し、中小企業の中長期的な事業継続に向けて、経営基盤の強化が図られる支援を行うことが重要であると考えておりますことから、専門家派遣による伴走支援や、資金繰りの円滑化等を支援するとともに、経営力の強化に向けまして、働き方改革・生産性向上の取組を通じたデジタル化支援のほか、エネルギー調達コストの効果的な負担軽減に向けた創エネ・省エネ機器や、収益の拡大に向けた機械装置等の生産設備の導入支援等、引き続き、市内中小企業をしっかりと支援してまいります。

**一般**

〇 各種要因で増加したコストを適正に価格等へ転嫁できるよう、価格転嫁を阻害する行為の是正措置等の着実な実施および、取引における優越的地位の濫用に係る実態の調査・把握を行うとともに、転嫁を受け入れない企業に対する実効ある排除措置を講じること。

〇 連合が優先して批准を求めるＩＬＯ条約、とりわけ「中核的労働基準10条約」で未批准となっている第111号条約（差別待遇（雇用・職業））の早期批准に向けた機運醸成のため、神奈川県においても政府の「ビジネスと人権に関する行動計画」を踏まえ、サプライチェーンにおける人権状況の確認や、ディーセント・ワークの確保に向けた取り組みが進められるよう、積極的な啓発、指導・助言を行うこと。

〇 世界情勢を背景としたエネルギー価格の高騰による電気・ガス料金等の上昇によって影響を受ける企業などを支援する施策を実施すること。

**３．男女の賃金格差解消に向けた課題の解消を求める取り組み**

神奈川県内における男女の賃金は女性が男性の70％と言われる。賃金格差を生じる要因は、勤続年数・到達職位等様々に考えられるが、不合理な要因をできる限りなくし、すべての人がその能力において希望する働き方と働き続けることを選択することが可能な社会の実現に向けた取り組み。

**重点４** 〈継続〉

女性活躍推進法の改正に伴い公表が義務付けられた男女の賃金格差等について、公表される情報を把握し、雇用の全ステージにおける直接・間接差別の要因となる社会制度・慣行の見直しを推進すること。さらに、すべての人がその能力において希望する働き方と働き続けることを選択することが可能となる社会の実現に向けた施策を展開すること。

回答４　市民文化局人権・男女共同参画室

男女の賃金の差異等の公表につきましては、現時点では常時雇用する労働者が301人以上の企業が対象とされていることから、企業の公表状況や国の施策等を注視してまいります。

直接・間接差別の要因となる社会制度・慣行の見直しにつきましては、市内中小企業を対象とする「かわさき☆えるぼし」認証制度を通じて、女性の積極的な採用、女性従業員の育成や登用、男性従業員の育児休業取得促進など、性別にかかわらず活躍できる職場環境の整備を推進してまいります。

回答４　経済労働局労働雇用部

本市では、誰もが働きやすい職場環境の整備に向け、育児や介護と仕事の両立支援や有給休暇の取得率向上などに意欲的に取り組む企業に対して、必要に応じて、社会保険労務士などの専門アドバイザーを派遣し、課題解決に向けた助言などを行うとともに、ホームページや「かわさき労働情報」等によりワーク・ライフ・バランス推進に関する啓発や助成制度の広報などを行っているところです。

今後につきましても、企業の職場環境づくりが促進されるよう、企業への啓発や必要な支援を行ってまいります。

**一般**

〇 労働環境が男性中心型となっている慣行を見直し、男女ともに育児・介護をはじめとした家庭生活に積極的にかかわることおよび自己実現に向けた人生選択ができるよう、長時間労働の抑制や勤務間インターバルなど、働き方について啓発活動を行い、ワーク・ライフ・バランスを推進していくこと。

〇 生活の変化に応じた多様な働き方の選択を可能にするとともに、適正な処遇・労働条件の確保と、女性の能力発揮の促進をはかれるよう環境を整備すること。

**【雇用・労働政策】**

**１．安定雇用と就労継続および適正な労働対価を求める取り組み**

男女ともに直面する介護離職の防止、女性の雇用中断の防止に向けた男性の育児参加機会の拡大を求めるとともに、雇用の流動化による不安定な雇用やあいまいな雇用によって働く人の権利を守る取り組み。

**重点５** 〈継続〉

男女がともに仕事と育児や介護等の両立を実現するためには、働き方を見直し、男性も含めた労働時間の短縮や、支援制度等の環境整備が不可欠である。男性の積極的な育休取得と取得期間の延長を促進し、妊娠・出産や育児などを経ながら男女がともに就業継続できる環境の整備に向けて、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の周知・徹底とともに、企業における両立支援制度等の充実、働き方の見直しを含めたワーク・ライフ・バランスの取り組みの促進・支援など、施策の拡充をはかること。

回答５　総務企画局人事課

川崎市職員における男性の育児休暇取得については、引き続き、「職員子育て応援ガイドブック」や研修等を通じて男性の育児休業取得率の向上に取り組んでいくほか、妊娠・出産等を申し出た職員への面談を義務化し、制度周知や家事・育児等の家庭生活に参加する意識の醸成を促進するとともに、男性職員に対しては休暇の取得意向の確認とあわせて「休暇・休業取得計画書」の作成・提出を求めるなど、更なる育児休業取得率の向上に向けて取り組んでまいります。

回答５　経済労働局労働雇用部

本市では、育児や介護と仕事の両立支援や有給休暇の取得率向上などに意欲的に取り組む企業に対して、必要に応じて、社会保険労務士などの専門アドバイザーを派遣し、課題解決に向けた助言などを行うとともに、ホームページや「かわさき労働情報」等によりワーク・ライフ・バランス推進に関する啓発や助成制度の広報などを行っているところです。

また、国におきましては、従業員の職業生活と家庭生活の両立を支援するための中小企業両立支援助成金制度を制定するなど、それぞれの役割の中でワーク・ライフ・バランスの推進に向けた環境整備に努めております。

今後とも、こうした本市の取組と国などの取組との相乗効果が図られるよう、国、関係部局及び中小企業団体や商工会議所など市内産業界との連携を強化し、ワーク・ライフ・バランスを導入しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

**重点６** 〈新規〉

会社の指揮命令を受けるなど雇用契約に近いにもかかわらず、形式上は業務委託契約とされる等によって、労働法の保護を受けることができない労働者が増加していることを踏まえ、労基法上の労働者として労働条件の最低基準が遵守されるよう、啓発・教育の機会の充実をはかること。

回答６　経済労働局　労働雇用部

本市では、若者向けのリーフレットや「働くためのガイドブック」の作成、配布等を通じて、労働条件や保険制度など、働く上で必要な情報を提供するとともに、各分野の専門家が労働法、労働問題、働くためのルール等を解説する「川崎労働学校」を開校するなど、労働基準に関わる啓発をしております。

また、労働団体、雇用主団体及び行政機関が共に協議し、相互の理解を深める労働問題懇談会において、労働条件を含む労働問題全般ついての意見交換などを行っているところです。  
　今後につきましても、「働くためのガイドブック」の作成や「川崎労働学校」の開催などに取り組むとともに、「労働条件通知書」に関する説明動画を作成するなど、労働基準法の保護を受けることができない労働者についても労働条件の最低基準が遵守されるよう啓発してまいります。

**一般**

〇 中小企業・零細事業者が、最低賃金の引き上げ分を含む労務費上昇分を適切に価格転嫁できるよう、中小企業支援策を充実すること。あわせて各種助成金制度の周知を進め利用促進をはかること。また、監督にあたる要員の増強等、監督体制の強化を進めること。

〇 年齢や在職・離職にかかわらず、働く者の学び直しの機会の拡充など、すべての働く者に適切な訓練機会の提供をはかること。

〇 ｢小１の壁｣｢小４の壁｣など、仕事と育児の両立支援に向け、退職を選択することがないよう、部分休業枠の拡充など、必要な対策を講じること。

〇 「育児と介護」のダブルケアを担う労働者が増加しており、介護離職を防止し若年者の継続就業を支援する施策を実施すること。

〇 最低賃金について、中期的に国際標準を意識した一般労働者の賃金中央値の６ 割水準をめざし、早期の実現に向けた一層の引き上げと環境整備をはかる。あわせて、監督体制の強化などを通じ、履行確保を徹底すること。

〇 パートタイム、有期契約、労働者派遣など、多様な雇用就労形態で働く場合の均等待遇原則の確立、不当な差別禁止のルール化の徹底を国に働きかけること。

〇 不妊治療休暇の制度化に向け取り組むこと。

**２．安全に働くことができる環境を求める取り組み**

労働関係法規の遵守による安全衛生の確保、特に医療現場・バスやトラックの輸送流通現場等、時間外規制、勤務間インターバル規制の適用猶予が外れた業種・業態における労働実態確保を求める取り組みおよび高齢労働者の労働災害防止を求める取り組み。

**重点７** 〈新規〉

自動車運転業務、医師、建設事業等を含め時間外労働の上限規制が確実に遵守されるよう監督・指導を徹底し、長時間労働の是正をはかること。

回答７　経済労働局　労働雇用部

本市では、「かわさき労働情報」にトラック運転者の長時間労働改善特別相談センターの記事を掲載するなど、長時間労働の是正に関する情報発信に取り組んでいるところです。

今後につきましても、市のホームページや広報誌などの様々な広報媒体で周知するとともに、労働基準監督署等、国、県の関係機関と連携して事業所の監督や取り組み事例の共有等を行い、長時間労働の是正に向けて取り組んでまいります。

**重点８** 〈継続〉

セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメントなど、あらゆるハラスメントの根絶に向けて、職場・地域における対策の充実をはかること。あわせて、あらゆる職種・職域におけるハラスメントについて当事者が安心して相談ができる環境を改善整備するとともに、対応人材の育成を計画的に行うよう指導を徹底すること。

回答８　経済労働局　労働雇用部

本市では、「かわさき労働情報」、「働くためのガイドブック」、市ホームページ等を通じ、ハラスメントに関する啓発・広報を行うとともに、労働相談窓口において、ハラスメントを含めた労働問題に関する相談対応を行っているところです。

今後につきましても、「かわさき労働情報」等を活用した啓発活動や市民の方が相談しやすい環境整備に務めてまいります。

**一般**

〇 休日労働、深夜労働、時間外規制、就労規則明示、有期労働契約等の労働基準法問題の啓発を強化し、違反企業については公表や指導・勧告・告発を適切に実施することによって法の遵守を徹底させること。

〇 労働災害防止に向け企業経営者に対する講習会等啓発事業の強化および指導員の講習会等を推進すること。

〇 メンタルヘルス不調や「うつ」による休職や退職、更に自殺などの現状を改善するため、自治体での相談対応を行う専門カウンセラーの増員など対策を強化すること。

〇 企業に対して、メンタルヘルス教育や職場復帰プログラムなどを一連の対策として推進するよう支援すること。

〇 ストレスチェック制度がすべての事業場で実施されるよう、事業者や労働者などへの周　知・指導するとともに必要な支援策を実施すること。

〇 中小企業従業員の健康維持に向けた啓発や指導を推進すること。

〇 宅配事業の主たる輸配送を担う貨物軽自動車運送事業の個人事業主には、労働時間規制がなく、安価な契約運賃で長時間労働を余儀なくされている。実質的雇用関係にあるにもかかわらず、個人事業主との契約関係によるとする偽装雇用の撲滅をはかるよう、調査、監視、指導を行うこと。

〇 60歳以上の高齢者の雇用者数は年々増加し、雇用者全体に占める割合は18.4％（2022年）となっている。このような中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が28.7％（2022年）を占め増加傾向にある。今後、さらに働く高齢者数が増えることが見込まれる中、各企業に対し高齢者の特性に配慮した安全衛生対策の徹底をはかること。

**３．障がい者雇用・外国人労働者をめぐる課題に適正な対応を求める取り組み**

障がいの有無やその程度によらず、個人の能力に応じて働くことができる仕組みと、継続した就労となるよう定着強化を求める取り組みおよび新たな制度による外国人労働者の受け入れを見据え、インバウンド対応等で増加が予想される外国人労働者への対応を求める取り組み。

**重点９** 〈補強〉

障がい者の法定雇用率の段階的引き上げに伴い、障がい者雇用の経験やノウハウが不足する「雇用ゼロ企業」および、新たに障がい者雇用を行うことになる企業に対し、事例やノウハウの共有化をはかり、準備段階から採用後の定着支援までの総合的な支援を行うこと。

あわせて、障がい者および企業からの相談機能を強化し、障がいの有無、種類および程度にかかわらず、差別されることなく働ける社会の実現に向けた取り組みを進めること。

回答９　健康福祉局　障害者社会参加・就労支援課

障害者雇用に関する企業への相談・支援機関として、本市では、『企業応援センターかわさき』を設置し、障害者雇用促進ネットワーク会議の開催等による障害者雇用の啓発、雇用事例やノウハウの共有を行っているほか、障害者雇用相談として、業務内容の提案、職場実習や面接のフォロー、就労後の定着支援等を行っております。  
　また、令和６年度から企業応援センターの体制強化を図り、法定雇用率の引き上げにより増加が予想される障害者雇用に関する相談ニーズへの対応を図っています。

**重点10** 〈新規〉

外国人技能実習制度に代わる育成就労制度および特定技能制度において就労する外国人労働者受け入れについては、適正な受け入れとなるよう指導・監督を強化すること。また、受け入れ外国人労働者の定着、就労継続を促進するためにも、地域の生活者としてのコミュニティ形成に向け、生活情報の多言語発信や日本語習得の機会拡大等について受け入れ企業とも連携した支援を強化すること。

回答１０　市民文化局多文化共生推進課

「生活情報の多言語発信」

　外国人市民が健康で安心して安全に生活するために必要な情報を受けられるよう、多言語での情報発信を推進してまいります。

「日本語習得の機会拡大等」

川崎市の日本語習得機会につきましては、川崎市ふれあい館、教育文化会館・市民館において識字・日本語学級を開設・運営してきたほか、川崎市国際交流センターでの日本語講座や市民グループによる活動など多様な主体によって取り組まれています。外国人労働者受け入れ企業のニーズを参考にしながら、今後もより一層日本語習得の機会拡大に向けて取り組んでまいります。

回答１０　経済労働局労働雇用部

外国人労働者の受け入れ制度である 育成就労制度や特定技能制度において、本市では在留許可などの外国人材の受け入れに関する権限はございませんが、育成就労支援制度にかかわらず、外国人労働者の方々を受け入れる際には、市内中小企業等が円滑に雇用できる環境づくりに取り組むことは重要であることから、外国人材の雇用に関する課題に対して、国や関係機関と連携するとともに、「働き方改革・生産性向上専門家無料派遣相談」や「ワンデイ・コンサルティング」など行政書士等の専門家派遣事業等を行っていまいります。

**一般**

〇 雇用率確保を理由として、使用者が存職の労働者に対して、手帳取得を強要することのないよう、ガイドラインを徹底すること。

〇 障がい者の離職の要因を解消するとともに、働き続けられる環境整備を推進するよう、企業や事業所を支援すること。

〇 障がいのある従業員・職員一人ひとりが安心して働き続けられる労働環境の整備や障がい特性に合わせた改善を進められるよう、企業や事業所を支援すること。

**【福祉・社会保障政策】**

**１．誰も排除されることなく、安心して暮らせる地域共生社会づくりを求める取り組み**

住み慣れた地域で最後まで暮らしたいと願う人、その願いを支える家族や支援者（ケアラー）を孤立させることなく、支援する体制づくりを求める取り組み、および障害者差別解消法や障害者総合支援法の改正施行に対応して、適正な対応が取られるよう求める取り組み。

**重点11** 〈補強〉

地域住民の複雑化・複合化する支援ニーズに対応した相談・支援体制に取り組むこと。また、多様化・複雑化する生活の困りごとに対応する相談については、既存の制度活用だけにとどまらず、連携を模索および強化して対応する「断らない相談支援体制の構築」を基本に、ヤングケアラーを含むすべての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を積極的に進めること。

回答１１　健康福祉局地域包括ケア推進室

本市では、各区役所内に「地域みまもり支援センター」を設置し、高齢者や障害のある方、子ども、子育て中の親などに加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象として、「個別支援の充実」と「地域力の向上」を目指す取組を進めています。

具体的には、地域での様々な見守り・支え合いの取組による課題を抱えた住民の早期発見や、行政内部の専門職種のアウトリーチ機能の充実を図るとともに、専門相談支援機関等との連携を強化し、地域における多様な主体との円滑な連携を推進しています。

今後についても、こうした取組を推進するとともに、国の示す「重層的支援体制整備事業」の趣旨を踏まえ、地域包括ケアシステム構築をめざします。

回答１１こども未来局　企画課

ヤングケアラーを含め、困難な課題を抱える子ども・若者を把握し支援に繋げるためには、自らがＳＯＳを発信し、相談しやすい環境づくりを行うとともに、生活に困難を抱える子どもや子育て家庭を早期に発見し、問題を重篤化させず未然に防止できるよう、一人ひとりに応じたきめ細かな対応が重要と考えております。

今後につきましても、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り支える環境づくりを一層推進してまいります。

**一般**

〇 働きながら介護を行う労働者が、仕事と介護の両立をはかることができる諸制度を充実させること。

〇 ヤングケアラーの実態把握等および対応施策を拡充すること。

〇 精神障がい者がおかれている経済的困窮を含む社会的差別を解消するための方策を講じること。

〇 障がい者の自立した生活を可能とする支援の質を確保するため、障がい福祉サービスにかかわる労働者の人材の確保と労働条件の改善を進めること。

〇 合理的配慮を適切に実行するため、障がい特性を理解する機会を確保するとともに、配慮事例を広く周知するなど、理解の促進に努めること。

〇 「早期発見・早期治療」が必要とされる認知症の受診促進に向けた広報・啓発活動や相談窓口、理解をはかる広報・研修・講座などの体制を整備すること。

〇 認知症サポーターの育成、認知症カフェの普及、認知症対応型共同生活介護の整備推進および、認知症の人を介護する家族からの相談に応じる体制を充実させるとともに、地域と一体となった徘徊対策を講じること。

〇 介護予防・日常生活支援総合事業について、各自治体の財政状況によってサービス水準の格差が拡大しないよう必要な措置を行うこと。

**２．質の高い医療・介護を安心して受けられる社会づくり****を求める取り組み**

災害時医療を見据えた、平常時の医療人材の計画的確保による安定した地域医療体制の整備、また、医療・介護職場の処遇改善を進めることを求める取り組み。

**重点12**〈補強〉

安定した地域医療や介護体制の確保のため、医療・介護職場におけるワーク・ライフ・バランスを尊重し虐待・ハラスメントを生じさせない職場環境づくりを進めるとともに、賃金をはじめとした処遇改善を行い人材確保・離職防止に努めること。

回答１２　健康福祉局　地域医療担当高齢者事業推進課

医療・介護職場における取組等についてそれぞれ回答いたします。  
　初めに、医療職場ですが、神奈川県においては、医療従事者の離職防止や定着促進、医療安全の確保等を図るため、｢神奈川県医療勤務環境改善支援センター｣を設置し、勤務環境の改善に取り組む医療機関からの相談に対して専門的な支援を行っています。本市におきましても、医療機関における医療従事者の勤務環境改善を推進するため、県と協調しながら、当該センターによる専門的な相談窓口をはじめとした有用な内容の情報発信や普及啓発に努めてまいります。  
　また、令和６年度診療報酬改定におきまして、医療従事者の処遇改善を図るため、「ベースアップ評価料」が新設されたところですので、改定の効果を見極めてまいります。  
　次に、介護職場ですが、介護サービスの最大の基盤は人材でございますので、介護職員が安心して従事できる就業環境を整備できるよう、神奈川県とも連携を図りながら、国が作成したマニュアルの活用や各種研修を実施するなど、総合的なハラスメント対策に取り組んでまいります。  
　賃金につきましては、国における介護報酬等の制度設計において、本市は、「人材の呼び込み」や「定着支援」などについて、それぞれが役割を果たしながら取組を進めていくことが重要と考えております。  
　今後につきましても、第９期かわさきいきいき長寿プランに基づく、介護職員の確保・定着の支援に向けた取組について、着実に進めてまいりたいと存じます。

**重点13** 〈新規〉

県内の医療人材不足が顕著であることから、災害時をも見据えた地域医療体制が担い手の過度な負担なく維持されるよう計画的人材育成・確保を進めること。

回答１３　健康福祉局　地域医療担当

医療従事者の確保･養成につきましては、「神奈川県保健医療計画」においても様々な施策が規定されており、全県的な取組が進められているところです。

本市におきましては、県の支援制度と歩調を合わせながら、財政的負担が大きい院内保育所への運営支援など、医療従事者が働きやすい勤務環境づくりに向けた取組を推進するほか、令和４年４月に開学した川崎市立看護大学や市内医療関係団体等と連携し、看護職員の更なる確保・養成を図るとともに、医療を支える人材育成を推進してまいります。

回答１３　病院局　庶務課

効果的な広報活動、柔軟な採用選考、多様な任用制度の活用等により、採用困難職種である医師、看護師等の確保に取り組むとともに、局人材育成計画に基づき、各種研修の充実、受講支援等を行い、職員の人材育成と能力開発に努めます。

**一般**

〇 潜在看護師の活用に向けた研修制度の充実などの措置を講ずること。

〇 自立支援としてのロボット技術の活用および、遠隔診療システムなど用いた治療・リハビリを受けられるような体制づくりを検討すること。

〇 介護労働者の処遇の向上、介護業界全体の人材確保のため、ハローワークや介護事業所など介護にかかわる多くの機関との連携を強化すること。

〇 介護人材の処遇改善のため、介護職員処遇改善加算の算定に係る指導を強化すること。

**３．****すべての子どもが健やかに成長することができる社会づくりを求める取り組み**

子どもを持ちたいと願う人がためらうことなく、安心して子育てができ、子どもたちの健やかな育ちを見守る地域社会づくりを求める取り組み。

**重点14** 〈継続〉

放課後児童の居場所づくり事業については、希望するすべての児童に対応できるよう拡充するとともに、食事提供など更なる放課後施策の充実をはかり、有資格支援員の増員と処遇改善を行うこと。

回答１４　こども未来局　青少年支援室

本市では、保護者の就労を受け入れの要件とせず、全ての小学生を対象に、全市立小学校敷地内で、わくわくプラザ事業を実施しています。

　わくわくプラザでは、平日は授業終了後から午後６時まで、土曜日は、午前８時３０分から午後６時まで、小学校の長期休業日等の平日は、午前８時から午後６時まで利用することができます。午後６時までに児童のお迎えが困難な場合には、引き続き児童の居場所と安全を確保するため、平日の午後７時まで、「子育て支援・わくわくプラザ事業」も実施していきます。

　また、令和６年度の夏休み期間中、一部のわくわくプラザにおいて、指定管理者の自主事業として配食サービスの試行的な取組を実施しており、その結果を踏まえ今後の取組について検討してまいります。

　今後につきましても、引き続き、利用者の多様なニーズに対応しながら、わくわくプラザ事業を推進してまいります。

　次に、有資格支援員の増員についてですが、運営法人と調整し、多くのスタッフが放課後児童支援員認定資格研修を受講できるよう取り組んでおります。

**一般**

〇 子どもの育ちにかかる家庭の経済的負担を軽減させる諸制度を充実させるとともに、自治体間での格差を生じないよう実施すること。

〇 妊婦健診を窓口負担なく受診できるよう予算等を充実させ、助成・支援制度を統一的に構築すること。

〇 県内における「子ども医療費」の助成制度を統一した基準で実施すること。

〇 障がいのある子ども、医療的ケア児にかかる補助具や施設利用料等について、公的支援の拡充および育ちに配慮した柔軟な対応を検討すること。

〇 児童虐待への早期対応を強化するため、児童相談所の機能の強化を進めること。

〇 幼児教育・保育の「質の確保」のため、幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員等の人員確保に向けた抜本的な処遇改善を進めること。

〇 医療機関併設型病児保育室（病児保育）の拡充と施設利用条件の緩和を進めること。

〇 企業内保育所の設置をめざす企業への経済的な支援、企業主導型保育所の設置に係る各種手続きの簡素化やサポートおよび企業内託児所の設置・運営に対して支援策を講じること。

**【社会インフラ政策】**

**１．安全・安心で暮らしやすいまちづくりを求める取り組み**

多発する災害への対応や公共インフラの維持更新を確実に行うこと、生活に欠かすことのできない物流の災害対応と日常における停滞防止を行うこと、犯罪抑止等によって、安全・安心で暮らしやすいまちづくりを求める取り組み。

**重点15** 〈補強〉

能登半島地震の経験を踏まえ、地域防災計画の更新および防災訓練等の実施にあたっては、その意思決定の場に女性をはじめ、障がい当事者や性的マイノリティの支援団体、外国人市民等、被災時に弱者となりやすい立場の当事者やその支援者を加え、多様な立場からの意見を取り入れ、きめ細やかかつ柔軟に対応できる備えに足るものとすること。また、ＡＩを活用した災害事前予測や防災マップの精査をはかり、迅速な避難誘導や広域的な安否確認に取り組むこと。加えて、災害対策基本法の改正を受けた、福祉避難所の指定と個別避難計画の策定に向けた市町村の取り組みを促進・支援すること。

回答１５　危機管理本部危機管理部

女性や災害時要配慮者などの意見を踏まえて防災対策を検討することは重要であると考えており、各種会議や団体との意見交換の場などの機会を活用し、必要な意見聴取に取り組んでまいります。

　ＡＩをはじめとする最先端の技術を活用した防災対策は、重要度を増すものと考えておりますので、最新の技術や、研究の状況等について情報収集に努めてまいります。

　また、様々な事前予測技術の活用は、発災前の迅速な市民の事前避難誘導につながり、生命に大きくかかわることから、国や他都市の状況等の情報収集に努めてまいります。

回答１５　健康福祉局総務部危機管理担当

避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成につきましては、作成支援を依頼させていただいている相談支援専門員やケアマネジャーに向けた個別避難計画に関する研修会を開催するなど、優先的に避難計画の作成が必要な方から、順次作成を進めてまいります。

　また、指定福祉避難所は、特定された要配慮者やその家族のみが避難する施設であり、受入対象者を特定し、指定の際に公示する制度として創設されております。

　指定福祉避難所の指定に当たりましては、個別避難計画の作成を通じて、避難対象となる要配慮者の状況の把握や地域の実情を踏まえて、事前に受入対象者の調整等を行う必要があること、キャパシティーの問題など人的・物的体制の整理を図る必要があることなどの課題がございます。

　今後につきましては、避難対象者の状況を把握する必要があることから、引き続き、計画作成を優先して進めてまいりたいと存じます。

**重点16** 〈継続〉

自治体が管理する道路、橋梁、トンネル等の交通インフラおよび上下水道等の生活インフラの耐震化、老朽化対策を進めるため、予算と人員の確保を行うこと。また、工業用水についても安定的な供給維持のための老朽化対策を進めること。

回答１６　上下水道局　経営戦略・危機管理室

水道施設につきましては、これまでも更新や耐震化を進めてきており、現在、浄水施設の耐震化は完了、配水池・配水塔の耐震化もほぼ完了している状況です。管路につきましても年間４０㎞を目標に更新を進めており、現在の耐震化は約４割を超えたところです。今後につきましても、予算を確保しながら、災害時に活動拠点となるような施設への供給ルートの耐震化を優先的に進めるとともに老朽化が進んだ管路の更新を着実に進めてまいります。

下水道施設につきましては、市民の安全で安心な暮らしを持続するため、浸水、地震、老朽化対策など国土強靱化のための対策について、国に対し、財源の確保や交付金制度の改善等について要望活動を行うなど、必要な予算の確保に取り組んでまいります。

また、人員の確保につきましては、川崎市職員採用説明会などを通じて、上下水道局の魅力を積極的に発信するとともに、専門的な知識・技術・技能を確実に継承するため、OJT を中心に人材育成を推進してまいります。

工業用水道施設につきましては、これまで耐震化を中心に進めてきており、現在、浄水施設及び配水所の耐震化は完了しており、管路についてもほぼ耐震化は完了しているところです。

しかしながら、老朽化は進行していることから今後につきましては、安定給水を維持していくために着実に更新を進めてまいります。

回答１６　建設緑政局施設維持課

市民生活や経済活動を支えるために重要な道路や橋りょう、トンネル等の道路施設につきましては、道路法施行規則の一部改正により、平成２６年度から５年サイクルの近接目視を基本とした定期点検を実施しております。この結果を踏まえ、ライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を図るために策定した「川崎市道路維持修繕計画」、「川崎市橋りょう長寿命化修繕計画」、「川崎市橋梁耐震化計画」に基づき、損傷の程度や重要性などに応じ、優先順位を付けて補修や耐震対策を実施するなど、計画的な予算の確保、人員配置により、適正な維持管理に努めているところでございます。

道路インフラは、市民生活を支える非常に重要な施設であることから、今後も持続可能で効率的な維持管理に努め、可能な限り道路施設等の延命化を図るとともに、安全性・信頼性の確保に取り組んでまいります。

**重点17** 〈新規〉

2024年問題に象徴される物流危機に対応するため、共同配送拠点や荷捌き駐車場の整備、宅配ボックス設置に向けた支援策の拡充など、物流事業者や地域の住民など関係箇所と連携した諸施策の推進をはかること。

回答１７　環境局　地域環境共創課

宅配ボックスの設置については、民間事業者と連携し、幸区、宮前区、多摩区、麻生区の庁舎に宅配ボックスを設置するとともに、市ウェブサイトにおいて時間帯指定や事前通知サービスの活用について普及啓発を行っております。また、脱炭素アクションみぞのくち推進会議の会員企業と協力し、イベント等で宅配ボックスの利用体験も行っております。

引き続き宅配ボックスの普及促進を行うなど、取組を推進してまいります。

回答１７　まちづくり局交通政策室

荷さばきにつきましては、商業店舗数や歩行者量が一際多い川崎駅東口地区（駐車場整備地区）において、「川崎駅東口地区駐車対策推進計画」に基づき、共同住宅等の低利用駐車場や民間駐車場を活用した共同荷さばき場に関する取組等を位置付けているところです。

今後も、事業者等と連携を図りながら取組を検討してまいります。

**一般**

〇 大規模災害に備え、物流事業者等と連携した支援物資の受け入れ・供給体制を構築するため、民間物流拠点を活用した支援物資の受け入れ・荷捌き・輸送訓練を実施すること。

〇 企業や各団体と連携し、帰宅困難者・観光客等の非居住被災者対策を強化すること。

〇 災害被災時にデジタル技術を活用した避難者管理の仕組みづくりを推進すること。

〇 県内エネルギーの自給率向上および地域のセーフティーネット機能として病院や役所などを拠点とした自家発電と蓄電池を組み合わせた自立可能型エネルギーの構築を推進すること。

〇 多様化する悪徳商法や特殊詐欺の撲滅のため、徹底した注意喚起および各種広報並びに新たな手口に対する防犯対策を強化すること。

〇 増加している「空き家」に適切に対応し、火災や自然災害などによって、周辺の住宅や住民に危険を及ぼさないよう対策を強化すること。

**２．利用しやすく持続可能な地域交通と地域交通網整備を求める取り組み**

人口減少社会において地域交通の維持にかかわる自治体責任は大きく、地域住民の移動の自由、移動の権利保障の観点から、交通弱者・交通空白地への対策を求める取り組み。

**重点18** 〈新規〉

高齢者・障がい者・通学する子どもたち・子育て中の保護者等、公共交通機関を生活に不可欠としている人々の移動に係る手段を確実に確保すること。また、個人特性に依らず、交通不便地における公共交通についても確実に確保すること。そのためにも、整備要員を含めた公共交通を維持するための人材確保と育成の重要性を認識し、処遇改善を含めた対策を実施すること。

回答１８　まちづくり局　交通政策室、　経済労働局　労働雇用部

地域公共交通については、「川崎市地域公共交通計画」に基づき、地域特性に応じた地域公共交通ネットワークを形成し、持続可能な地域交通環境の向上に向けた取組を進めております。

コミュニティ交通については、社会環境の変化等を踏まえ、「コミュニティ交通の充実に向けた今後の取組」を令和４(2022)年３月に取りまとめ、これまでの地域の主体的な取組については、取組手順の見直しや支援内容の拡充を行うとともに、民間事業者をはじめとする多様な主体と連携し、ＩＣＴ等新技術・新制度を活用した新たな取組を進めております。

交通事業者における人材確保を図るために、専門家による経営相談をはじめ、生産性向上を図るための人材育成支援等により処遇改善につなげるとともに、コミュニティ交通に係る各種制度や補助金等に関するホームページ掲載のほか、人材育成・確保に係る国や県の各種補助金などの情報を広報誌「かわさき労働情報」において掲載するなど周知を図ってまいります。

**一般**

〇 神奈川版ライドシェアの試行期間終了後には、顕在化した課題に対して現行法の範囲での対応を原則に改善に向けた施策を講じること。

〇 交通弱者（高齢者／障がい者）等が安全に利用できる交差点の整備を促進すること。

〇 自動車運転免許返納に伴う移動手段喪失の防止策を講じること。

〇 交通過疎地域に生活する高齢者、歩行困難な高齢者、障がい者、高齢者の運転免許証の返納などにより、生活用品購入や通院が困難な地域住民の要望を把握し、移動手段を充実・整備すること。

〇 新しいモビリティの利用を促進させる場合、ルールの整備、周知・啓発および教育の機会をあわせて充実させること。

〇 インバウンド需要の取り込みとコミュニティ交通に対するオーバーツーリズムダメージの低減をはかること。

〇 パークアンドライド用駐車場の整備、バスレーン違反車両の排除、バス優先信号制御など、公共輸送優先システムを充実させること。

〇 自転車専用レーンを整備するための道路の拡幅や電柱の地中化などを計画的に進めること。

〇 公共交通網の整備と合わせ、歩行者にやさしい交通インフラとなるよう、まちづくりを進めること。

**３．ＤＸ社会を進展させつつ、誰ひとり取り残さない対応を求める取り組み**

社会のデジタル化が進む中で、その恩恵から取り残される存在をつくることなく、また情報格差の解消を求める取り組み。

**重点19**〈補強〉

暮らしの中で急速に進むデジタル化に対するデジタルデバイド解消に向け、一人暮らし高齢者や低所得者、障がい者などの利用技術習得機会を確保すること。あわせて、情報格差を埋める対人サービスの確保を行うこと。

回答１９　総務企画局 デジタル化施策推進室

デジタルデバイド解消に向けて、無料のスマートフォン教室や相談会、また地域のデジタル人材にデジタルデバイド対策の担い手となっていただけるよう地域スマホ相談員育成講座を市内行政施設において、実施しております。

今年度においても、無料のスマートフォン教室や相談会、地域スマホ相談員育成講座を市内行政施設で実施する予定であり、引き続きデジタルデバイド解消に向けた取組を推進してまいります。行政手続においては、デジタル技術に馴染みのない方への必要な情報や手続等へのアクセスを確保するための取組も必要であると考えております。

回答１９　健康福祉局高齢者在宅サービス課、生活保護・自立支援室、障害者社会参加・就労支援課

一人暮らし高齢者、低所得者、障がい者のデジタルデバイド解消に向けた取組等について、それぞれ回答いたします。

　初めに、高齢者のデジタルデバイドへの対応については、シニア向けのＰＣ・スマホ教室を実施しており、今後も高齢者のデジタルデバイドの解消に向けて取り組んでまいります。

　次に、低所得者については、デジタルデバイド解消に関連する各種事業や制度の理念等について、福祉現場従事者へ周知徹底を行い、情報格差の是正に向けた対人サービスの向上に努めてまいりたいと存じます。

　最後に、障害者に対しては、聴覚障害者の社会参加の幅を広げることを目的として、聴覚障害者情報文化センターにおいて、ＩＣＴ講座（スマートフォンの活用）を実施しています。また、視覚障害者情報文化センターにおいて、視覚障害者に対応したＩＣＴ（スマートフォン）に係る相談・訓練を実施しています。

**一般**

〇 今後もＩＣＴ技術の進化、活用の促進などが予測されることから、通信障害への対策や、低遅延性、高信頼性の面において、通信インフラを引き続き整備すること。

〇 既存の社会インフラの維持管理にあたっては、安全対策の観点から、維持管理用ロボットの導入、ＩＴ技術の活用などにより、設備の破損や事故の未然防止をはかること。

〇 誰もが容易に利用できる交通網アプリ等の開発や普及促進に対する財政面、情報面での支援を行うこと。

**【環境・エネルギー政策】**

**１．カーボンニュートラルの実現を求める取り組み**

脱炭素社会をめざすために、企業、市民・県民の行動変容を促し、積極的に実行に移せるようインセンティブを求める取り組み。

**重点20** 〈新規〉

2050年脱炭素社会の実現に向け、「かながわ脱炭素ビジョン2050」の浸透をはかり、地球温暖化対策計画をはじめとする各計画の進捗状況の確認および公表とともに施策の効果を検証すること。目標達成に向け、省エネ家電への買い替え補助等、県民・市民の行動変容を促す施策を重点的に実施すること。また、脱炭素に向けた機運醸成と技術革新のため、産学官の連携による技術開発および実装環境の整備への支援を拡充すること。

回答２０　環境局　脱炭素戦略推進室

本市では、2050年の脱炭素社会の実現に向けた戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ２０５０」を策定するとともに、令和４年３月に改定した川崎市地球温暖化推進基本計画に基づく取組を推進しております。毎年度、温室効果ガス排出量の状況をはじめとした取組状況をかわさき環境白書として取りまとめ、環境審議会に報告するとともに、環境審議会からの意見を聴取しながら進行管理を行っております。

目標達成に向けては、基本計画に位置付けている５大プロジェクトの取組として「市民・事業者の行動変容・再エネ普及等促進プロジェクト」の取組を進め、より一層、市民・事業者の意識変革や行動変容に繋がる取組を強化しております。

また、支援機関、金融機関等多様な主体との連携により地域ぐるみで中小企業の脱炭素化を支援する「川崎市脱炭素経営支援コンソーシアム」の運営等を通じて、市内企業の脱炭素化に向けた機運醸成を図っております。

加えて、川崎市の環境技術・環境産業の集積を活かし、産官学の連携により、環境と経済の調和と好循環の実現を目指す「かわさきグリーンイノベーションクラスター」の運営を通じて、グリーンイノベーションの取組を推進し、社会実装を見据えた市内企業の技術開発に対する支援を進めております。

**一般**

〇 工場・事業所におけるエネルギーの適正管理の推進をはかるため、小規模事業者への省エネ診断、環境マネジメントシステム導入支援と導入におけるインセンティブ等の取り組みを進めること。

〇 製造から廃棄、再利用までの環境負荷事業を評価する仕組みを整え、トータルの高効率生産モデルとして持続させるよう支援を実施すること。

〇 グリーン購入を進めるとともに、省エネ・環境に優しい高機能商品については正当な評価を行い、普及・啓発をはかること。

〇 省エネルギー活動、地球温暖化防止活動、環境汚染防止活動などに努めている企業に対し、インセンティブ制度を構築し、企業活動の維持向上をはかる。

〇 カーボンニュートラルな社会実現のため、様々な分野でサーキュラーエコノミー（循環経済）を促進させるよう取り組むこと。

**２．地域と連携した環境保全・美化・資源保護の推進を求める取り組み**

　　行政・企業・市民が連携協力し保全と美化を進めることにより、今ある環境を守り次世代につなげるとともに、県内の農林水産資源を守ることを求める取り組み。

**重点21** 〈補強〉

海洋プラスチックごみ問題の解決をめざし、プラ製品の発生抑制、排出を減らすリデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）等環境中に放出しない方策を積極的に進めること。あわせて、容器包装・製品を問わずプラごみの回収を推進すること。

回答２１　環境局　減量推進課廃棄物政策担当

海洋プラスチックごみ問題の解決を目指し、横浜市に隣接する８市が連携し、プラスチックごみの発生抑制のための啓発活動を実施するとともに、本市においては市内事業者との連携により、プラスチック資源循環の取組を推進しているところです。

また、プラスチック製容器包装と製品を一括で回収する「プラスチック資源」の回収を本年４月から川崎区で開始し、今後、順次市内全域への拡大を予定しております。  
　今後も引き続き、プラスチックごみ削減や資源循環に向けて、近隣自治体や事業者等と連携して取組を推進してまいります。

**一般**

〇 「ポイ捨て禁止条例」を推進し、街の美化に取り組むこと。また、ポイ捨て撲滅に向けて、家庭・学校・行政等の連携により教育・啓発の徹底をはかること。

〇 産業廃棄物の最終処分場について、必要性を踏まえ今後の対策・方向性を検討すること。

〇 「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」の対象期間が残り２か年となることを踏まえ「水源環境保全税（個人県民税の超過課税）」のあり方も含め、今後の計画を速やかに明らかにすること。

○ 荒廃が進む森林を守るため、保育・間伐（間引き）を重視して、民有地・国公有地を一体とした森林管理体制を確立し森林保全を進めること。

〇 中山間地域など、条件不利地域での生産活動の維持および安住化の促進と、県土の保全・景観維持の取り組みに対する助成措置を拡充すること。

〇 県産材を使用した住宅に対する補助制度を拡充すること。

〇 地域農業の振興と農畜産物の安定供給、食料の安全管理、中山間地域の活性化と国土　環境保全、都市と農村の交流促進を基本とした地域農業・食料政策を推進すること。

〇 食料の海外依存を改め、国内生産の維持・拡大を基本に備蓄・輸入を組み合わせた食料の安全保障システムを確立するよう国に働き掛けること。

〇 小・中学校における環境教育をさらに充実したものにするため、教育現場および地域や　ＮＰＯと連携し、その財政措置を行うこと。

〇 食育基本法に基づく「食育基本計画」の達成に向け、食について考える習慣や、食に関する様々な知識、食を選択する判断力を身につけるための食育を一層推進すること。

〇 フードロスを削減するため、食品（賞味期限）の三分の一ルールを見直すよう企業に働きかけること。

〇 未使用の食料品を有効活用するために、「フードバンク」「フードドライブ」等の各種取り組みについて、自治体が積極的に取り組むとともに活動の普及に向けた支援に取り組むこと。県民および事業者に対し、食品ロスの削減に向けた普及啓発をはかること。

**３．環境負荷の少ない暮らしの推進を求める取り組み**

人々が暮らしの中で環境負荷の少ない選択ができるよう様々な施策を求める取り組み。

**重点22** 〈新規〉

環境負荷の小さい移動手段として自転車を利用する人が増えていることを踏まえ、自転車の交通ルールを学ぶ機会と風土の醸成、充分な走行幅を確保した自転車専用レーンの普及と安全の確保、自転車利用における保険の加入及び車両整備の促進に努めること。

また、電気自動車の導入促進のために、ＥＶスタンドや急速充電施設を増設し、燃料電池車、電気自動車、ハイブリット車、天然ガス自動車等のクリーンエネルギー自動車や燃費効率の高いディーゼルエンジン等の普及促進のための支援を充実させること。

さらに、観光地等での渋滞抑制のためにも、パークアンドライド用駐車場の整備、バスレーン違反車両の排除、バス優先信号制御など、公共輸送優先システムの充実など環境負荷の少ない交通政策を推進すること。

回答２２　市民文化局　地域安全推進課

自転車利用者は、子どもから高齢者に至るまで幅広い年代に及ぶこと、ルールの理解力や実践力に違いがあることなどから、各利用者が悲惨な事故の当事者にならないよう、年齢に応じた交通安全教室でのポイントを絞った指導や分かりやすいチラシの発行など、自転車のルールを守ってもらうための工夫を凝らしながら、引き続き、様々な機会を捉え、警察や関係団体等と連携し、自転車の交通安全対策の充実に向けて取り組んでまいります。

自転車損害賠償責任保険等への加入促進につきましては、本市ホームページに掲載しているほか、イベントにおける義務化に関するチラシの配布や、義務化の内容を記載した自転車の安全利用に関する小冊子を市役所等関係施設や自転車販売店に配架するなど、周知を図っているところです。

また、イベント等で幅広い世代へ向けた交通安全啓発を実施し、自転車点検整備等の促進を図っております。今後も、地域の方々や警察、関係機関等と連携して効果的な啓発活動を推進してまいります。

回答２２　建設緑政局　自転車利活用推進室

本市では、「川崎市自転車活用推進計画」に基づき、危険箇所の安全対策のほか、主要な幹線道路や自転車利用の多い駅周辺の道路などにおいて、計画的に通行環境整備を推進しており、整備にあたりましては、国のガイドライン等を踏まえ、現状の道路幅員や交通量などをもとに、整備の形態等について警察と協議のうえ、自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置や進行方向などを示す矢羽根等の整備を進めております。

　今後につきましても、自転車等が道路を安全・安心に利用できる通行環境の充実に向け、取組を進めてまいります。

回答２２　環境局　地域環境共創課

電気自動車の普及促進は、地球温暖化防止や大気環境の改善の観点から重要な取組であると認識しております。

本市では電気自動車の効果的な普及に向け、共同住宅への充電設備設置補助制度を令和５年４月から開始いたしました。

また、本市公共施設への公共用充電設備の設置・運用に向け、令和６年３月に民間事業者と協定を締結いたしました。引き続き電気自動車の普及に向け取組を推進してまいります。

回答２２　まちづくり局　交通政策室

環境負荷の少ない交通政策を推進する取組につきましては、路線バスによる駅アクセスの向上や鉄道ネットワークの機能強化などにより、公共交通の利便性の向上を図ることで、公共交通の利用を促進するとともに、都市計画道路等の整備や交差点改良などの局所的かつ即効的な対策を進め、効率的・効果的に渋滞緩和を図り、道路交通の円滑化を推進してまいります。

**重点23** 〈新規〉

県内のエネルギーの自給率向上および地域のセーフティーネット機能として自家発電と蓄電池を組み合わせた自立可能型エネルギーの「地産地消」体制を構築すること。また、様々なエネルギー（発電方法）のベストミックスと電力供給の効率化システムの構築を促進するとともに再生可能エネルギー普及への取り組みを推進すること。

回答２３　環境局　脱炭素戦略推進室

本市では、脱炭素社会の実現に向けて、より一層の再生可能エネルギーの普及を図るため、２０３０年度の再生可能エネルギー導入量について、３３万kW以上とすることを目標として設定しています。

市域への再生可能エネルギーの普及拡大・地産地消に向けては、地域エネルギー会社を中核とした多様な主体が参画する地域エネルギープラットフォームの構築や、令和７年度からの建築物への太陽光発電設備の設置義務制度の開始などにより、取組を推進しています。

また、個人住宅や市内中小企業に対して、太陽光発電設備等の再エネ設備や、省エネ設備等の導入に対する補助制度を行うなど、時流に合わせた取組を強化し、再生可能エネルギーの導入を促進しております。

**一般**

〇 エネルギー価格の急騰に伴う電気料金負担軽減対策を一般家庭・企業を含めて引き続き講じるとともに、現状の支援策の拡充および支援対象の拡大をはかること。

〇 新エネルギー／自然エネルギーに対する保安規制や立地規制など、国の規制改革を促すとともに、技術開発と導入支援を積極的に実施すること。

〇 住宅建築や工場等に対する資金融資・助成制度の充実・拡大すること。

〇 公共施設の省エネルギー設備への転換促進をはかり、非常災害時に備え、自家発電設備などの自衛措置の充実に努めること。

〇 家庭におけるエネルギー消費の削減の推進と、再生可能エネルギーを利用した高効率給湯器の積極的な推進、省エネ・高効率の電気機器への買い替えを促進すること。

〇 災害発生時、避難場所に指定される地域防災拠点施設の機能強化のため、再生可能エネルギーやコージェネレーションシステム等、エネルギー源の多様性に考慮した設備や蓄電池等の導入の拡大をはかること。

〇 災害発生時の停電リスクの低減、再生可能エネルギー導入拡大に向けて、電力融通や系統安定化に資する送電線ネットワークの増強およびスマートグリッドシステムの推進を事業者と連携して取り組むこと。

**【教育・人権・平和政策】**

**１．学校をめぐる課題に対する取り組み**

　　学校に働く教職員が本来の業務に集中でき、子どもたちが将来社会を担う存在として尊重され、育つことができる豊かな教育が保障される学校をめざすための取り組み。

**重点24** 〈補強〉

子どもたちが安心して学び学校生活を送ることができる環境を構築し、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、子どもたちの学びを十分に保障するため、学校における働き方改革・ＤＸを促進すること。また、４月新学期時点を含め通年で欠員が生じないよう、計画的な採用による人材確保を確実に行うこと。あわせて、教員定数の拡充をはかるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフ、ＩＣＴの専門スタッフなどの人的措置により教員の業務負担の軽減をはかること。並びに、中長期を見据えた教育人材の育成・確保のための施策を実施すること。

回答２４　教育委員会事務局　教育政策室、教職員企画課、教職員人事課、指導課、カリキュラムセンター、情報・視聴覚センター、教育相談センター

〇令和４年３月に策定した「第２次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づく取組を進めることで教員の働き方改革・DXの促進に努めてまいります。  
  
〇教員の採用に当たりましては、児童生徒数を基準とする学級数の変動や退職者数、６０歳を超える教員の動向など、様々な不確定要素がございますが、長期的な視点に立って進めることが必要であることから、臨時的任用の制度を活用しながら、優秀な新規採用教員と経験豊かな再任用教員の確保等を図ることにより、欠員の縮減を計画的に進めてまいります。  
  
〇教員定数の拡充につきましては、義務標準法の見直しが必要でございますので、引き続き、様々な機会を通じて国に要請してまいります。  
  
〇スクールカウンセラーにつきましては、全市立中学校・高等学校に各校１名配置しております。学校巡回カウンセラーにつきましては、全市立小学校に加え、令和５年度より市立特別支援学校にも月２回程度の計画派遣を開始しました。これにより全校種で定期的な相談等が可能となり、子どもたちが安心して学び、学校生活を送ることができる環境構築のための活動に取り組んでおります。今後につきましても、相談活動の更なる充実に努めてまいります。  
  
〇スクールソーシャルワーカーにつきまして、今年度は1名増員し、１３名の相談・支援体制に拡充することで、これまでの要請派遣に加え学校への巡回派遣を行い、相談ニーズがある子どもや家庭の支援の充実を図っています。  
  
〇令和２年度に教職員事務支援員（スクールサポートスタッフ）又は障害者就業員を全市立小中学校に配置したところでございますので、引き続き、全小中学校への配置を継続するとともに、各学校の実情に応じて効果的な配置の在り方等を検討してまいります。  
  
〇ＩＣＴの専門スタッフ（ＩＣＴ支援員）につきましては、令和６年度は小学校、中学校及び特別支援学校に１校当たり年間８回程度配置しており、今後も維持に努めてまいります。  
  
〇児童生徒へのきめ細かな学習支援、教育活動支援など、多様な学校のニーズに応じて子どもたちへの支援に当たるため、「教育活動サポーター」を学校の要請に応じて配置しているところでございます。今後も、一人一人の学習状況をよりきめ細かく把握するとともに、状況に応じた適切な支援を行えるよう、引き続き取り組んでまいります。  
  
〇教育人材の育成については、川崎市教職員育成指標に基づき、学校全体の教育力の向上を目指して、教職員の経験年数に応じた必修研修や各種研修を年２３０回実施しています。教育人材の確保については、本市の教員を目指す学生等に対して「かわさき教師塾」を年１２回実施しています。今後も、これらの事業の更なる充実に努めてまいります。

**一般**

〇 学級編制基準・教職員配置基準の改善を行うこと。基礎学力の向上など新たな課題解決を可能とする観点からも、児童・生徒の減少期を活かした小規模学級実現に向けた県（市）独自の施策を拡大するとともに、自治体独自に学級定員・教職員定数の弾力化が行えるよう国に対し働きかけること。

〇 学校から社会への円滑な接続をはかるために、ワーク・ルール教育など社会人として必要な知識を身につけ、意識醸成するためのカリキュラムを検討すること。

〇 個性を尊重し支え合いや他者と協働する力をはぐくむ、インクルーシブ教育を構築し、すべての子どもが共生社会の担い手となるよう取り組むこと。

〇 諸外国・諸民族の多様な文化を理解し、互いの違いを尊重しあいながら共生する力を育てる教育を推進すること。ＮＰＯやボランティア活動と連携・協働し、ユネスコ等留学生や在日外国人児童生徒との交流など、実践的な教育を実現すること。

〇 支援を必要とするすべての子どもが、通常の小中学校で授業を受けることを選択できるよう、制度や学校施設のバリアフリー化、専任教員や支援員等の補充など整備をはかること。

〇 いじめ、不登校、暴力行為などの解消に向け、学校・地域・家庭が一体となった施策を推進するとともに、県（市）独自の行動指針を策定すること。また、課題解決に向けた学校の取り組みを積極的に支援すること。

〇 学校施設・設備等の教育予算を充実させること。また、私学助成を拡充し、公私格差を是正すること。

**２．学びを支える環境をめぐる課題に対する取り組み**

　　学びを希望するすべての人が、自由に学ぶことができる環境を整える取り組み、および学校の教育活動を支える学校外の仕組みや活動を充実させる取り組み。

**重点25** 〈補強〉

中等・高等教育機関への進学のための自治体独自の給付型奨学金制度および、返済支援制度を創設・拡充すること。あわせて貧困等を理由とする教育格差を再生産しないために、教育に対する国の責任として給付型奨学金および必要な子どもに対する伴走型支援の拡充と地方自治体に対する財政支援を国に求めること。

回答２５　経済労働局　労働雇用部

奨学金返還支援制度につきましては、他の自治体においれは導入している事例があり、多くは導入自治体の地域特性などを踏まえ、若者の地元定着による人材確保を図る取組として、行われているものと認識しております。

本市といたしましては、現在のところ川崎市立看護大学の地域定着促進奨学金返還免除以外、導入予定はありませんが、市内中小企業の人材確保支援は大変重要と考えており、現在、若年層を対象とした合同企業説明会やインターンシップマッチング会を開催するとともに、就業支援室「キャリアサポートかわさき」において、求職者や企業ニーズを踏まえた、従業マッチングや定着支援セミナー等を実施するなど、若年層を踏まえた人材確保の取組を支援しているところでございます。

回答２５　教育委員会事務局　学事課

〇本市の高校生への独自の支援策としましては、能力があるにもかかわらず、経済的な理由で修学が困難な方に対し奨学金を支給する「川崎市高等学校奨学金」制度を設けており、市内在住であれば、市立高等学校以外に在籍している方も対象としておりますので、引き続き、同制度を適切に運用し、高校生への支援を継続してまいります。

〇本市の大学奨学金は、無利子で貸付けを行う制度となっておりますが、国の奨学金制度との併用が可能なものとなっており、国では、意欲ある学生等が経済的理由により進学を断念することがないよう、令和２年度から高等教育の修学支援新制度を開始し、授業料、入学金の免除、減額や、給付型奨学金などの支援が拡充されているところでございますので、今後も引き続き、社会経済状況や、国及び他の自治体における制度の内容を注視してまいります。

**重点26** 〈新規〉

外国につながる子ども達が県内で増加している。義務教育への就学、高等学校への進学、就労、それぞれの段階で言語や生活習慣の相違等様々なことに起因する困難が生じ、結果として教育格差・生活格差が生じている。外国につながる子どもとその家族を地域の中で孤立させず、保護者も含めた必要なサポート体制が取られるよう施策を展開すること。

回答２６　教育委員会　教育政策室

〇義務教育への就学につきましては、市立小中学校に就学する外国籍の子どもがいる保護者に、「外国人保護者用就学ハンドブック」（８言語に対応）を送付するとともに、川崎市教育委員会ホームページに掲載し、児童生徒のスムーズな就学を促しています。加えて、就学前の支援のために、外国につながりのある子どもと保護者を対象にしたプレスクールを開催しています。

〇高等学校への進学につきましては、日本語を母国語としない生徒への高等学校説明会の動画を、やさしい日本語・英語・中国語・フィリピン語で作成するとともに、動画のリンクを各学校に周知し、中学生や保護者が視聴できるようにすることで生徒の進学を支援しています。

〇市立小中学校においては、国籍や滞在年数にかかわらず、日本語指導が必要な全ての児童生徒に、特別の教育課程を編成・実施し、日本語指導や学校生活への適応支援、教科学習の補充等を行っています。5人以上在籍する学校には、国際教室を設置し教員の加配を行っています。19人以上在籍している学校には更に加配を行い、指導の充実を図っています。

在籍が4人以下の学校には非常勤講師による巡回指導を実施しています。並行して、学校生活への適応や日本語指導の初期段階を支援するために、対象児童生徒の母語を話せる日本語指導初期支援員を配置し、保護者との連携サポートも含め、合計100時間の支援を行っています。

また、教育相談につきましては、学校をはじめ、各区・教育担当や、教育政策室においても実施しています。今後も一人一人の学習状況等の実態に応じたきめ細かな支援を継続してまいります。

○保護者も含めたサポート体制につきましては、保護者や児童生徒と学校のコミュニケーション支援のために、学校等に通訳機を配布しています。通訳機では対応困難な児童生徒の指導や保護者との教育相談等においては、通訳者を派遣しています。

今後も、継続的にきめ細かな指導と支援を行うとともに、安心して学校生活を送ることができるよう、外国につながりのある児童生徒への支援に係る取組を推進してまいります。

**一般**

〇 すべての子どもの希望に応じた高校進学を保障するため、全日制進学率の向上に努め、進学希望に応えられる定員計画を策定すること。また、定時制・通信制教育については、生徒一人ひとりのニーズに応じた学習内容や学習支援を提供できるよう、条件整備に努めること。

〇 「義務教育機会確保法」を踏まえ、学び直しの機会を保障する観点から中学校夜間学級の設置に向けて取り組むこと。取り組みに際しては、市町村を支援すること。

〇 部活動については、そのあり方を検討するとともに、休養日の設定と部活動指導員の活用を促進すること。

〇 学校施設については、本来の教育活動に支障のない範囲で、地域コミュニティ、福祉、子育て、生涯学習等への活用促進をはかること。その際に教職員の新たな負担とならないような方法での実施を追求すること。

〇 副教材費・校外学習費等の一部公費負担、部活動・学校外活動等関連の教育活動にかかる経済的負担の軽減措置を拡充し、保護者負担の軽減をはかること。

**３．差別やハラスメントのない共生社会をめざす取り組み**

　　すべての人がその人らしく、働き、暮らすことのできる社会をめざす取り組み、および現存する被害を一掃し、被害者の救済につながる確実な仕組みを整える取り組み。

**重点27** 〈補強〉

ジェンダー平等社会の実現に向け、「第5期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」の浸透をはかり、地域・職場・教育現場において日常の様々な場面で直接・間接差別の要因となる社会制度・慣行の見直しを推進すること。また、県内すべての市町村でパートナーシップ制度が導入されたが、市町村ごとに制度の相違があり連携に課題が残っている。すべての希望する人が権利行使できるよう、都市間連携の拡大に向け制度の見直しを進めること。

回答２７　市民文化局　人権・男女共同参画室

川崎市では「男女平等かわさき条例」に基づき策定しました「第５期川崎市男女平等推進行動計画」において、SDGsにおける目標のうちの「目標５ジェンダー平等」と方向性を共有した計画として位置付け、社会制度・慣行の見直しを含め、総合的かつ計画的な男女平等施策を推進してまいります。

また、都市間連携につきましては、パートナーシップ宣誓制度を利用している性的マイノリティ当事者が、両自治体間で住所の異動をする場合の同制度に係る手続が簡素化され、当事者の負担軽減につながるものですが、自治体ごとに宣誓することができる方の要件が異なっているなどの課題があることから、引き続き検討していきたいと考えております。

**重点28** 〈補強〉

社会的少数者に対する差別を禁止し、差別被害調査や差別被害救済措置など、人権尊重のまちづくりを推進する取り組みの具体的内容の公表・共有を進めること。

回答２８　市民文化局　人権・男女共同参画室

人権尊重のまちづくりの推進につきまして、本市としては差別や偏見を生まない土壌をつくるため、教育委員会と連携し、市内の小・中・高校の全児童・学生に「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に係るリーフレットを毎年配布する他、駅やバス等の交通機関でのポスター掲出やインターネット等を活用した啓発活動を進めております。

また、差別被害をはじめとした人権侵害の相談窓口である「かわさき人権相談」につきましても、同様に広報を行っており、今後も人権教育の推進や啓発活動を通じて、人権尊重の理念の普及に取り組んで参ります。

**一般**

〇 偏見や差別のない共生社会をめざした「ともに生きる社会かながわ憲章」について、理念の普及啓発に向け取り組むこと。

〇 性的マイノリティに関する認知度は高まっているものの、正しい理解はまだ進んでいない状況であることから、引き続き地域社会や職場、教育現場において、お互いの人権と多様性が尊重される社会の実現をめざし、普及啓発を充実すること。

〇 人権としての性を尊重し、性の商品化の氾濫について、新たなメディアなどにも自主規制を促すとともに、相談窓口の設置および充実をはかり、性の商品化を許さない社会風土を確立すること。

〇 性暴力被害者のワンストップ支援センターについては、支援を強化するため、警察や病院、法律家と連携し、被害者救済が法的・費用面からも行われるよう強化すること。

〇 部落差別をはじめとして、あらゆる差別を排除するため採用における「統一応募用紙」使用を自治体・民間を問わず啓発すること。また、インターネットなどによる差別に対しては、その根絶のため積極的な施策を展開すること。

**４．安心して暮らし、働き、携わることのできる社会の実現に向けた取り組み**

　　生命と安全、民主国家の主権にかかわる問題について、国の外交努力を求めるとともに、居住する地域での意識喚起・醸成を求める取り組み。

**重点30** 〈継続〉

国家の主権および国民の生命と安全にかかわる重大な問題である北朝鮮による日本人拉致問題の風化を防ぎ、一日でも早い帰国を実現するため、国と連携しさらなる啓発活動に取り組むとともに、県民集会を開催するなど、県民・市民への世論喚起の充実に取り組むこと。

回答３０　市民文化局　人権・男女共同参画室

北朝鮮による拉致問題につきましては、５人の拉致被害者の方が帰国してから20年以上が経過しました。この問題を風化させないためにも、より多くの方が関心を持ち、理解を深めていくことが大変重要であると考えています。

横田めぐみさんをはじめとする拉致被害者の一日も早い帰国の実現を願うとともに、より多くの市民の皆様方に拉致問題についての理解を深めていただくため、本市では、国をはじめ、他の自治体や支援団体と連携し、さまざまな取組を実施しています。

今後、若い世代に向けた啓発に一層力をいれることで、市民の皆様による支援の輪を広げていけるよう取り組んでまいります。

**一般**

〇 原子力空母と同じように常駐率の高い原子力潜水艦について、震災や津波による破壊事故等、従来想定していなかった危機も視野に入れ、情報収集や必要な対策を国に講じさせること。また、県として積極的に情報公開に努めること。

〇 ＮＬＰ等の削減や事前告知の適正ルール化を、住民が実感できるよう具体的な削減目標等の明示を含め、厚木基地における航空機騒音の解消等について、引き続き神奈川県基地関係県市連絡協議会の構成自治体および関係自治体との連携を進め、国および米軍に要望すること。

〇 垂直離着陸機オスプレイについては、安全性についての説明を求めるとともに、その内容と飛行計画を明らかにすること。

〇 県内の米軍施設の返還・再利用および共同使用化にあたっては、地元自治体のニーズに添った有効活用ができるよう、国に対して財政負担を含めた整備を含め柔軟な対応を求め前進をはかること。

〇 県内有数の人口密集地となった厚木基地周辺の騒音被害をさらに軽減させるため、ＮＬＰの硫黄島全面移転を求めるとともに、キャンプ座間の米陸軍第一軍団司令部の撤退、同基地の自衛隊即応集団司令部の縮小および相模総合補給廠の米軍ミサイル防衛部隊の司令部の撤退を求め、県内の米軍基地の縮小返還および機能の縮小を求めること。

**【行財政政策】**

**１．ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の確保に向けた取り組み**

働く環境を著しく阻害し、生産性を低下させるカスタマーハラスメントを防止し、働く人を守りながら消費者にも優しい社会をつくる取り組み、また、取引に占める公共調達の位置と役割を再認識し、コストの価格転嫁に対応する公共調達のあり方を求める取り組み。

**重点31** 〈補強〉

消費者による不当な要求、悪質なクレームや暴力などのカスタマーハラスメントは、小売り・サービスの現場にとどまらず、輸送・運輸、医療・介護・子育て支援さらには公務の職場においても増加しており、働く環境を著しく阻害している。カスタマーハラスメントにかかわる実態調査等を行い、対応策を検討するための政労使が参画する枠組みを早急に構築すること。また、倫理的な消費者行動を促進するための施策を推進すること。

回答３１　経済労働局　労働雇用部

カスタマーハラスメントにつきましては、労働者の労働意欲を減退させ、能力の有効な発揮を阻害するなど、就業環境を悪化させるものであるとともに、適正なサービスの提供に支障を来たすものと認識しております。

また、本市において、毎年実施している「労働状況実態調査」の令和６年度の調査項目に「カスタマーハラスメントの取組状況」を追加するなど、状況把握に努めているところです。

　今後につきましても、当調査結果なども踏まえながら、周知啓発などに取り組んでまいりたいと存じます。

**重点32** 〈補強〉

公共調達における公正労働の確保は、地域で働く者の適正な労働条件の確保などディーセント・ワークの実現を促すとともに、その大部分を受注する地元の中小企業における適正な価格転嫁のための環境整備を促進するために重要な取り組みである。公契約(公共調達)の管理運営における、公契約条例の効果を検証し公表すること。

回答３２　財政局　契約課

　本市におきましては、「川崎市契約条例」及び「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」において、市内中小企業者への受注機会の増大を図ることを方針として明記し、市内業者の育成及び市内経済の活性化を図るため、市内中小企業への優先発注することを原則としております。引き続きこの方針を継続して市内中小企業者の受注機会を確保するとともに、可能な限り分離分割発注を行うことにより、市内中小企業の地域貢献を斟酌するよう努めてまいります。  
　また、公契約制度の運用状況を確認することにより、公共事業の品質の確保及び契約に携わる労働者の労働環境整備に一定程度寄与できたものと考えております。  
　今後につきましても、他都市の公契約制度の運用方法についての調査・研究を踏まえ、作業報酬審議会の意見を聴きながら、公共事業の品質の確保や労働者の労働環境整備に努めてまいります。

**一般**

〇 消費者庁「消費者基本計画」等を踏まえ、一部の消費者による悪質なクレームなどのハラスメントの防止に向けて、論理的な消費者行動を促す消費者教育、情報発信を推進すること。

〇 買い物自体に不自由を感じる利用者（高齢である、様々な障がいがある、小さな子ども連れである等）の事情をある程度考慮し「ハラスメント・ハラスメント」とならないカスタマーハラスメント対策を実施すること。

〇 自治体が発注・契約する事業において、受託事業者から価格交渉の申出があった場合には積極的に応じるとともに、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を考慮した上で、十分な協議に基づく価格決定を行うこと。

〇 指定管理者制度においては、2022年10月11日に総務省が発出した「原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に係る指定管理者制度の運用の留意点について」に基づき、必要な契約変更の実施など適正な対策を講じること。

**２．市民・県民に開かれた議会、投票率向上を求める取り組み**

若者の投票率向上に向けた啓発を求める取り組み、有権者の投票意欲を喚起する仕組みづくりに向けた取り組み。

**重点33** 〈補強〉

若者の政治意識の醸成に向けた、参加しやすく、わかりやすい主権者教育の機会を拡充すること。また、投票機会の確保を念頭に共通投票所設置の拡大、期日前投票時間の弾力的な運用等「行きやすい投票所」の拡大に取り組むこと。あわせて、そのための予算と人員の確保を行うこと。

回答３３　選挙管理委員会選挙課

　本市といたしましても、若者の政治意識の醸成は、重要な課題であると考えているところです。  
　このため、中長期的な視点に立ち、選挙権年齢に達する前の世代を対象に、市内の小・中学校や高等学校などと連携し、年代に応じた「選挙出前講座」を令和５年度は延べ２５校、約２，３５０名の児童・生徒を対象に実施するとともに、実際の選挙器材を使った「生徒会役員選挙協力事業」を、中学校を中心に５６校で行う等、政治や選挙への関心を高める取組を継続して行っております。  
　今後につきましても、学校教育機関や関係する機関との連携を密にしつつ、若者の政治意識の醸成に向けた取組を一層推進してまいります。

　また、誰もが行きやすい投票所の拡大は、選挙人の投票機会の確保に向けて重要な取組であると認識しておりますので、今後も他都市の事例などを参考としながら検討を行ってまいります。

**一般**

〇 選挙活動のＳＮＳ利用やテレビＣＭ等について、若者に届くよう一層の規制緩和を進めること、また抜本的対応のための法改正を国に働き掛けること。

〇 若者の政治や選挙への関心を高め、政治的教養を育むための主権者教育を推進すること。

〇 不在者投票は、往復ともに郵便を用いて投票用紙の請求・送付を行うことから一定の時間を要し、投票所に足を運ぶのが難しい有権者にとって、有効な投票ができる手法になっていない現状がある。高齢者・障がい者・傷病者・妊婦・居住地外で修学する者・海外赴任者などすべての人が選挙権を行使できる投票方法となるよう国に対して法改正を含む改善を働きかけること。

**３．ジェンダー平等社会実現に向けた課題への対応を求める取り組み**

社会が内包するジェンダー不平等を様々な角度からの是正を求める取り組み、あわせて、基本的法改正を働きかける取り組み。

**重点34** 〈補強〉

若者や女性、子育て中の人など、これまで政治から遠いと考えられてきた人たちの当事者性を高めるため、候補者・議員の仕事と生活の両立を支える環境整備や、政治活動、選挙期間、議会等における、あらゆるハラスメントを対象とした対策の強化を行うこと。

回答３４　議会局　庶務課

　女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議及び委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定を整備しています。  
　また、議員のコンプライアンスの意識向上に資する取組として、ハラスメントに関する議員研修の実施を検討しているところです。

**重点35** 〈補強〉

旧姓の通称使用に限界が来ていることを踏まえ、国への民法改正の働きかけを強化すること。また、法改正までの間、神奈川県内におけるパートナーシップ制度の適用状況なども踏まえ、県としての制度導入に取り組むとともに、ファミリーシップ制度の確立に向けた取り組みを進めること。

回答３５　市民文化局　人権・男女共同参画室

　旧姓の通称使用につきましては、令和２年１２月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画では、「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」を目指すべきことが掲げられ、「婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることのないよう、引き続き旧姓の通称使用の拡大や周知に取り組む」ことが明記されておりますので、引き続き国の施策等を注視してまいります。

また、ファミリーシップ制度についてですが、パートナーシップの宣誓をするカップルには子どもを含む家族の存在が想定され、同制度に対する一定のニーズがあるものと考えておりますので、ファミリーの定義などいくつかの課題がありますが、今後も引き続き国や県内他都市等の動向を注視しながら調査研究を進めていく必要があるものと考えております。

**一般**

〇 県及び自治体に設置する公的審議会、各種行政委員会等への女性の登用を目標設定に基づいて進め、50％をめざすこと。

〇 県内における女性管理職(女性幹部職員)の割合について、男性の育休取得促進をはじめとする家族的責任を担う割合を増やし、男女ともに長期休業からの復帰をしやすい仕組みをつくるなど、女性がキャリアを継続できる支援体制を構築し、その割合が50％となるようめざすこと。

〇 性別を問わず、誰もが自己実現の可能な社会システムを確立するために、性別役割分担意識と慣習を温存する税制および民法などの法律の改正を働きかけること。

〇 議会における働き方改革を進め、選挙運動期間、議員としての活動期間を通して性別を問わず家庭と仕事との両立が可能となるよう検討を進めること。